

地方独立行政法人長野市民病院へ承継させる権利及び義務について

- 市が有する権利及び義務のうち市長が定めるものは、地方独立行政法人長野市民病院が承継します。（地方独立行政法人法第66条第1項）
- 承継させるものは、病院事業会計に属する財産（土地、建物、物品及び債権）及び負債とします。

長野市民病院
貸借対照表（試算）

権利

義務

資産
140億円

負債120億円

移行前地方
債償還債務
100億円

資本20億円
(出資額)

・地方債は承継しないが、市に対し地方債相当額を負担する。
(法66条1項・86条1項)

・資産－負債＝資本→市から出資されたものとする。
(法67条1項)

資産の内訳

(試算)

土地	6筆	57,449㎡	6億円	不動産鑑定による時価
建物	8棟	36,062㎡	66億円	
その他資産	構築物・器械備品・投資その他資産		15億円	簿価
預金・未収金	平成27年度末残高			

・権利の承継は議決を経て市長が定める。（令9条）
→12月議会へ提出

定款の一部変更 → 12月議会へ提出

不動産登記を実施し、権利が確定したことにより建物面積等を変更します。